



農業なかしべつ 第41号

8月20日「根室ホルスタイン共進会」が
3年ぶり開催!!
新型コロナの一日も早い終息と皆様の健康を
心から願います。

令和4年 根室ホルスタイン共進会



中標津町農業者年金協議会から

代議員総会を開催しました

中標津町農業者年金協議会代議員総会については、新型コロナウイルスの感染拡大により過去2回は書面決議となっておりますが、5月27日に対面により開催されました。令和3年度の事業報告並びに決算、令和4年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)についてご審議いただき、全件承認いただきました。代議員からは事業に関する積極的な意見も出され、有意義なものとなりました。コロナ禍で各種事業の実施は見通し不透明ですが、今後も適切な事務運営及び事業執行に努めてまいりますので、皆様方におかれましては、農業者年金制度の安定的な運用を図るため、本年度も引き続き加入推進活動に対するご理解とご協力、そして会費の納付をお願いいたします。また、農業者年金についての学習会等の開催希望がございましたら、事務局までご相談ください。



中標津町農業後継者対策協議会から

定期総会を開催しました



4月14日に中標津町農業後継者対策協議会の総会を開催し、令和3年度の事業報告、決算、令和4年度事業計画(案)、予算(案)を審議いただき、全件承認となりました。また、昨年からスタートして好評を得ているZOOMを使ったオンライン交流会に加え、新規事業として個別お見合い事業の実施も承認され、準備を進めることとなりました。これらの新しい試みと従来型の交流事業を組み合わせ、後継者に出会いの機会を提供し、成婚に繋がるように創意工夫を重ねながら事業を展開・発展させていきたいと考えておりますので、関係各位のご協力と後継者青年皆様の参加についてよろしくお願いいたします。

家族経営協定書を取り交わしました

今年経営移譲を行った2つの家族が家族経営協定書を締結されました。今回は両ご家族とも調印式の出席はご辞退されたため、それぞれのご自宅での簡易的な形式を取らせていただきました。地区担当農業委員から、協定書を親子それぞれに手交し、前経営主ご夫妻には長年のご苦労に対する労いの意を込めて、感謝状と記念品が贈呈されました。経営を引き継いだ後継者の皆さんは、決意を新たにしている様子でした。

これからもご家族ともに仲良く健やかに日々の農作業に励まれることをお祈り申し上げます。



農業委員会に女性の力が求められています あなたも農業委員になりませんか!!

中標津町農業委員会は、令和5年7月の任期満了を迎えるにあたり、**女性の農業委員登用を推進しています**。農業委員会の活動を地域農業の将来を見据えた取り組みにするためには、性別や年齢に関わらず地域農業の推進と地域コミュニティの発展に関心のあ
る多様な人材が必要です。令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においても、農業委員に占める女性の割合に関する目標が定められているところで
す。

豊かな農村を守り、地域の農業を元気にしていくためには、**女性の力が必要です**。女性
ならではの視点で現場活動を推進していくため、各地域におきまして、農業や地域活動に
熱心に取り組まれている女性へのお声掛けと推薦を宜しくお願いします。

【農業委員の主なお仕事】

- 後継者や新規就農者の支援・相談
- 農業者年金加入促進活動
- 農業委員会総会に出席して案件の審議（農地の権利
移動や転用など許可案件、国への要請案件など）
- 農地の賃貸借や売買に関する当事者との調整や農地
の評価
- 遊休農地や違法転用の発生未然防止
- 上記に関する各種研修会・勉強会への出席や農業者
からの相談



（詳しいことはお近くの地区担当農業委員もしくは農業委員会事務局へご連絡ください。）

農業委員会はフェイスブックとツイ
ッターの公式アカウントで各種行事のお
知らせや農業者に役立つ情報を迅速に
提供しています。皆さんからのフォロー
をお願いします。



全国農業 新聞

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門誌です。
お申し込みは、お近くの農業委員、農業委員会へどうぞ。

発行日：月4回 金曜日発行
形態：B3版 10～14 頁縦
購読料：月 700円(送料、税込み)

中標津町役場農林課からのお知らせ

農業振興地域制度について

農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」といいます。）に基づき、農業の健全な発展と食料の安定供給を確保するため、今後とも長期にわたって農業の振興を図るべき地域を明らかにすることにより、優良な農地を保全しつつ、総合的かつ計画的に農業振興を推進していくことを目的としています。

町が定める農業振興地域整備計画の中では、農業生産基盤の整備、農用地等の保全、農業経営の規模拡大、農業の近代化のための施設整備等の計画のほか、集团的農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良農地については農用地区域として定めています。

農用地区域内の土地は農業のための利用を確保すべき土地であることから、原則として農業以外の目的での利用はできません。

やむを得ず農業以外の目的へ転用する必要がある場合は、農振法によって定められた要件を満たす場合に限り、農業振興地域整備計画を変更して、その土地を農用地区域から除外する手続きが必要になります。（除外の容認については、要件をすべて満たす場合に限られますので、申出により必ず農振除外が容認される訳ではありません。）

また、農用地区域内の農用地に畜舎等の農業用施設を建設する場合は、用途区分を「農用地」から「農業用施設用地」に変更しなければなりません。

なお、農振除外、用途区分の変更手続きには2～3ヵ月程度の期間を要します。
※手続きに関する詳細につきましては、中標津町経済部農林課農務係へお問い合わせください。

これは便利！ 農家で使えるダイソー商品♡



酪農家さんで冬から春にかけて仔牛の疥癬状のできもの（いわゆるガンベ）が仔牛同士で感染する事があります。その時によくやる治療法としてトラクター等の廃油を患部に筆で塗りますが、その時使えるのがコレ！もともとたこ焼き用の油引きですが筆の長さも調節でき持ち運び、保管も便利です。僕はガンベちゃんと呼んでます笑。（武田）

節税対策しながら 年金積立！ 老後の備えは 国民年金＋**農業者年金**

老後生活
への備えは
十分ですか？



ポイント

1

支払った保険料は
全額社会保険料控除の対象！

ポイント

2

運用益は非課税！

そのほか生涯を通じて様々な税制面での優遇措置
がある！

ポイント

3

農業経営の状況に応じて

保険料を増額し、節税額をアップ！



ポイント

1の説明

積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額6万7千円を払えば、年間80万4千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、1年で約24万4千円の節税ができます。

同一生計の配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

■保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払分で控除される所得税＋復興特別所得税＋個人住民税の額の試算です。保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

ポイント

2の説明

運用益は非課税！

制度発足以降19年間の運用利回りは、年率で+2.97%！

積立方式・確定拠出型の年金です。運用益は非課税で年金の原資として積み上がります。

毎年度の年金試算の積立・運用状況は毎年6月末までにお知らせをしています。これにより、自分の積み立てた額や運用益の状況がわかるようになっています。

なお、事務経費は国が負担しているため、支払った保険料の全額が運用されます。

■年金資産の運用実績

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	2.36	9.62	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08
									R2
									10.82

平均運用利回り 年率で+2.97%

ポイント

3の説明

農業経営の状況に応じて保険料を増額し、節税額をアップ！

農業経営にゆとりが出たときは、保険料の毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、節税額をアップすることもできます

死亡一時金もあり安心、しかも死亡一時金も非課税

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れ、死亡一時金は非課税です。 ※加入期間等により支払った額を下回ることがあります。

受け取る年金は公的年金等控除が適用

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

●専門相談員

TEL : 03-3502-3199

●企画調整室

TEL : 03-3502-3942

2022.5

中標津町農業者年金協議会から

代議員総会を開催しました

中標津町農業者年金協議会代議員総会については、新型コロナウイルスの感染拡大により過去2回は書面決議となっておりましたが、5月27日に対面により開催されました。令和3年度の事業報告並びに決算、令和4年度の事業計画(案)並びに収支予算(案)についてご審議いただき、全件承認いただきました。代議員からは事業に関する積極的な意見も出され、有意義なものとなりました。コロナ禍で各種事業の実施は見通し不透明ですが、今後も適切な事務運営及び事業執行に努めてまいりますので、皆様方におかれましては、農業者年金制度の安定的な運用を図るため、本年度も引き続き加入推進活動に対するご理解とご協力、そして会費の納付をお願いいたします。また、農業者年金についての学習会等の開催希望がございましたら、事務局までご相談ください。



中標津町農業後継者対策協議会から

定期総会を開催しました



4月14日に中標津町農業後継者対策協議会の総会を開催し、令和3年度の事業報告、決算、令和4年度事業計画(案)、予算(案)を審議いただき、全件承認となりました。また、昨年からスタートして好評を得ているZOOMを使ったオンライン交流会に加え、新規事業として個別お見合い事業の実施も承認され、準備を進めることとなりました。これらの新しい試みと従来型の交流事業を組み合わせ、後継者に出会いの機会を提供し、成婚に繋がるように創意工夫を重ねながら事業を展開・発展させていきたいと考えておりますので、関係各位のご協力と後継者青年皆様の参加についてよろしくお願いいたします。

家族経営協定書を取り交わしました

今年経営移譲を行った2つの家族が家族経営協定書を締結されました。今回は両ご家族とも調印式の出席はご辞退されたため、それぞれのご自宅での簡易的な形式を取らせていただきました。地区担当農業委員から、協定書を親子それぞれに手交し、前経営主ご夫妻には長年のご苦労に対する労いの意を込めて、感謝状と記念品が贈呈されました。経営を引き継いだ後継者の皆さんは、決意を新たにしている様子でした。

これからもご家族ともに仲良く健やかに日々の農作業に励まれることをお祈り申し上げます。



農作業を行う際に重機や車両の取扱いには資格が必要となる場合があります。
安心して農業経営を行ううえでも、今一度確認をお願いします。

重機の安全使用

適正な資格とは

【ここをチェック】

タイヤショベル等の車両系建設機械等を運転する場合は、**技能講習等を修了した者でなければ運転することが出来ません。**

※労働安全衛生法第61条・労働安全衛生法施行令第20条



無資格運転禁止!

1. **事業主等を含み、車両系建設機械等の運転が必要な場合は、適正な資格を取得しましょう。**
2. 車両系建設機械等については、**道路交通法上の免許(大型特殊自動車免許等)だけでは作業できません。**
3. フォークやバケット上に作業者を乗せる、ショベルの爪にロープを引掛けて荷を吊る等、**主たる用途以外で重機を使用することは法令違反となります。**

正しい運転知識が無いまま作業をすると、大きな災害に繋がります。
不幸な労働災害を無くすため、技能講習等を必ず受けましょう!



車両系建設機械(例)



資格要件

機体重量
3t以上・**技能講習修了者**
※労働安全衛生法施行令第20条
3t未満・**特別教育修了者**
※労働安全衛生法規則第36条

車両系荷役運搬機械(例)



資格要件

最大荷重(最大積載量)
1t以上・**技能講習修了者**
※労働安全衛生法施行令第20条
1t未満・**特別教育修了者**
※労働安全衛生法規則第36条

移動式クレーン(例)



資格要件

つり上げ荷重
5t以上・**免許(移動式クレーン運転士)**
※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条
1t以上5t未満・**特別教育修了者**
※労働安全衛生法施行令第20条・クレーン則第68条
1t未満・**特別教育修了者**
※労働安全衛生法規則第36条・クレーン則第67条

※北海道労働局ホームページ内(釧路労働基準監督署からのお知らせコーナー)に掲載されている内容を一部抜粋して加工したものです。

※無資格での作業は法令違反となり、罰せられることがあります。

※無資格の場合、保険等の車両保障やケガの保障などで免責(支払い出来ない事故)となる場合も想定されます。

【問い合わせ】**釧路労働基準監督署** TEL0154-45-7836(安全衛生)
釧路市柏木町2-12

お知らせ

農地パトロールを実施します

違法転用や耕作放棄地の発見・防止・是正のため「農地法第30条」に基づく農地の利用状況調査を町内全域で行ないます。国への報告のため、農地所有者へ文書等で確認のお願いや敷地内に立ち入る場合もありますのでご理解願います。

農地所有適格法人の定期報告はお早めに!

農地を所有または借り受けして耕作・営農している農地所有適格法人については、毎年1回、決算後3カ月以内に報告書を提出することが義務付けられています。**報告を怠った場合、農地法等の手続き上の不利益が生じたり、30万円以下の過料となる場合があるのでお忘れなく!**

○期 間

9月下旬から10月上旬

○調査員

農業委員及び事務局職員

中標津町賃借料情報

農地法の規定により、地域における賃借料の目安になるものを農業委員会が毎年提供しております。令和3年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づき締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は右表のとおりとなりますのでお知らせします。

(単位: 円 / 10a)

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数
中 標 津	3,600	4,600	2,400	130
計 根 別	3,000	4,300	2,000	85
参考 (全体平均)	3,400	4,600	2,000	—

農地の転用にご注意ください!!

農地に「畜舎を新增築したい」、「自分や後継者の住宅を建てたい」、「資材置き場や駐車場にしたい」という場合は必ず農地法の転用許可が必要です。農地かどうかは登記上の地目ではなく現況によって判断され、手続きを怠ると工事の中止や現状回復の指導、罰金等が科せられる場合があります。転用計画がある場合は必ず地区担当農業委員か農業委員会事務局またはJAに早めにご確認ください。

他にもこんなことがあるかも!!

- ・農業振興地域内は農用地区域の除外等の許可手続きが必要かも?!
- ・草地改良事業完了後8年経過してなければ補助金返還かも?!
- ・中山間地域等直接支払制度の返還となるかも?!
- ・経営移譲年金および特例付加年金受給中に貸付けている農地なら年金の減額や支給停止かも?!



(※注)虚偽その他不正の手段により許可を受けた者(農業用施設を建設すると申請しておきながら他の用途の建築物等を建設するなど)や許可条件に違反している者又はその工事の請負人等について3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が適用されることがあります。

編集後記

日頃より農業委員会だよりをご愛読いただき有り難うございます。イベントが中止になる中で、話題の乏しい委員会だよりとなってしまいましたが、お伝え出来る事柄を吟味し掲載いたしました。

コロナの早い収束を祈ってやみませんが、読者の方々も健康に留意され日々の職責を担っていただければ幸いです。

あらゆる部分で厳しい農業情勢ですが、皆様と共にこの苦境を乗り越えましょう。

(竹村)

発行元

中標津町農業委員会

中標津町丸山2丁目22番地

TEL(0153)73-3111 FAX(0153)73-5333

http://nakashibetsu.jp/nougyou_jinkai/



広報委員長	赤波江信二
副委員長	谷川 好則
委 員	二瓶 裕貴
委 員	竹村 聡
委 員	武田 健治